

## 8月の健康のためのお知らせ

### 乳児健康診査

日時	受付時間	対象
8月7日(木)	9:00~10:00	4ヶ月・7ヶ月・10ヶ月・12ヶ月の乳児および希望のある乳児

【会場】健康管理センター すこやか

母子健康手帳とアンケートをご持参ください。

4ヶ月のお子さんにはBCG接種を併せて行いますので、予診票をお持ちください。

### 3歳児健康診査

日時	受付時間	対象
8月28日(木)	12:30~13:30	平成17年4月1日から平成17年6月30日生まれのお子さん

【会場】健康管理センター すこやか

母子健康手帳とアンケートをご持参ください。検尿も行います。

### すこやか乳幼児相談

日時	受付時間	対象
8月5日(火)	9:00~10:00	町内にお住まいの乳幼児

【会場】健康管理センター すこやか

身体計測・栄養相談・子育て相談の中から選んで相談を受けることができます。(重複可)

母子健康手帳をご持参ください。

【問い合わせ先】健康福祉課 健康支援室(すこやか)担当:加藤(66-5524)

## 子育てサークル 新入会員募集中!

かきっこ CLUB

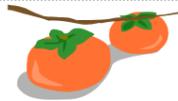
活動 毎月2回 第2・4金曜日

午前9時30分から(変更あり)

場所 総合福祉センター いこい荘

7月の予定 11日(金)遠足

25日(金)水遊び・スイカ割り



にじいろポケット

活動 毎月第3金曜日

午前10時から(変更あり)

場所 健康管理センター すこやか

7月の予定 11日(金)七夕飾り作り



【問い合わせ先】町民生活課 子育て支援室(法勝寺庁舎)担当:古曳(66-3116)

## なんぶ SAN チャンネルの放送予定について

なんぶ SAN チャンネルでは、毎時50分から番組の放送を行っています。みなさんご覧ください。

なお、深夜(午後11時30分)から早朝(午前5時50分)の間は、文字放送のみとなっています。

【自主制作番組の更新は、毎週月曜日です。みなさんご覧ください。】

7月の主な放送予定

- ・ プール開き(ひまわり保育園)
- ・ 食育の日キャンペーン
- ・ ウドの試食会(南さいはく)
- ・ 老人クラブゲートボール大会
- ・ 三本木子ども会ちまき作り
- ・ 救急講習会(西伯小学校)
- ・ 伯耆・南部2町交流フェスティバル
- ・ 中学生職場体験学習

各番組のくわしい放送予定は、文字放送でお知らせします。

放送番組・時間帯は、変更する場合がありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】企画政策課 情報政策室(法勝寺庁舎)担当:芝田(66-3113)

# 情報なんぶ

平成20年7月3日発行

南部町行政だより 第61号

企画政策課 <http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / [kikaku@town.nanbu.tottori.jp](mailto:kikaku@town.nanbu.tottori.jp)

## 平成20年度南部町成人式実行委員を募集します

今年度の成人式を思い出に残る式典になるよう一緒に作り上げ、盛り上げてもらえる新成人を募集します。一生に一度しかない人生の門出づくりに参加してみませんか。やる気のある新成人の方、ぜひご応募ください!

【募集対象】南部町在住及び出身者で、平成20年4月2日から平成21年4月1日の間に満20歳になれる方(昭和63年4月2日~平成元年4月1日生の方)

【開催期間】実行委員会は8月~12月の平日午後7時から数回開催予定です。

【申込み方法】住所、氏名、生年月日、電話番号を明記のうえ、電話、郵送、ファックス、Eメールでご応募ください。

【申込み締め切り】平成20年7月31日(木)

【問い合わせ先】教育委員会事務局 社会教育室(天萬庁舎)担当:谷本、新井

64-3787 FAX64-2183 Eメール [kyouiku@town.nanbu.tottori.jp](mailto:kyouiku@town.nanbu.tottori.jp)

## 町内一斉座禅会の開催について

南部町公民館では、全町一斉座禅会を開催します。日頃の生活をリフレッシュし、座ることによって新たな自分をみつけてみませんか。

【日時】平成20年7月27日(日)午前6時20分~午前8時まで

【場所】町内各寺院

(雲光寺、大安寺、観正寺、仙寿寺、恵雲寺、経久寺、大慈寺、長寿寺、聖福寺)

【申込み締め切り】平成20年7月18日(金)

小中学生は7月10日(木)までに各学校に申込みをしてください

【持参するもの】座布団をご持参ください

【申込み・問い合わせ先】南部町公民館 64-3782

## 気象情報に注意してください

梅雨になりました。大雨が降る確率も高くなりますので、テレビ・ラジオ等の気象情報に注意しましょう。鳥取県ホームページの鳥取県防災情報で、詳細な気象情報がご覧になれます。ホームページ上の「土砂災害警戒情報」では、市町村ごとの情報がわかります。

パソコン URL:<http://tottori.bosai.info/> 携帯電話 URL:<http://tottori.bosai.info/mobile/>

【問い合わせ先】総務課 防災危機管理室(法勝寺庁舎)担当:古曳(66-3112)

## 今月の税金・上下水道料金

納期限 7月31日(木)(口座振替の方は7月30日(水)までに、通帳残高の確認をお願いします。)

固定資産税 第2期

国民健康保険税 第1期

水道使用料

納付の方法は個人情報保護の観点からも、口座振替にさせていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】税金は税務課(法勝寺庁舎)(66-4802)

上下水道料金は上下水道課(法勝寺庁舎)(66-4807)

## 広報なんぶ6月号の記事について

広報なんぶ6月号14頁の7月のカレンダーで、7月13日(日)の行事名と会場が間違っていましたので、お詫びして訂正します。

(正)ふれあいチャリティ芸能大会 いこい荘 13:00 (誤)チャリティ芸能大会 ふれあい 13:00

また、3頁の文章中で「障害者」という表記を使用していますが、平成18年につくられた「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の方針に沿い、「害」という漢字の否定的な印象を考慮し、今後、法律や名称以外の文章中の表記を「障がい者」と表記します。

## 南部町観光協会ホームページ写真募集中

観光振興を図る目的で、町内の情報を発信していくため、広く町内のみなさんが所有されています写真をご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

【募集内容】季節の草花、風景、動物(ペット等)、子どもたちの様子等の写真  
カラー写真で、デジタルカメラで撮影したものまたはデジタル化したもの

【応募方法】写真はお1人5点までをお願いします。  
写真の題名、撮影地、撮影年月日、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、ご応募ください。写真はCDかUSBメモリー等に複写してください。またはEメールに添付してご応募下さい。  
肖像権、第三者の権利等を侵害しないよう十分にご配慮下さい。  
(観光協会では一切の責任を負いません。)

【申込み締め切り】平成20年8月29日(金)  
【写真の掲載について】南部町観光協会事務局の責任により、観光協会のホームページに掲載します。諸条件により掲載されない場合がありますので、ご了承下さい。  
【その他】掲載させていただいた写真について、ご提供いただいたお方に後日粗品を進呈させていただきます。  
【申込み先】南部町観光協会事務局(役場産業課内) (0859)-64-3783 FAX (0859)-64-2183  
メールアドレス: sangyou@town.nanbu.tottori.jp (送信制限10MB)  
URL: http://www.town.nanbu.tottori.jp/kanko/

## 夏の交通安全県民運動を実施します

【運動期間】平成20年7月8日(火)から17日(木)の10日間  
【運動の重点】子どもや高齢者など歩行者を守る「思いやり運転」を実行しましょう。  
75歳以上の方は必ず「高齢者運転標識(高齢者マーク)」の表示をしましょう。  
車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。  
子どもを乗せるときは、体格に合ったチャイルドシートの着用を習慣づけましょう。  
飲酒運転は犯罪です。自分自身はもちろんのこと、周りの人も飲酒運転は絶対にしない・させないようにしましょう。



## 所得変動があった方の住民税の還付について

平成19年中の所得が減って所得税が課税されなくなった方は、税源移譲に伴う税率の変更による所得税の負担軽減は受けられず、住民税負担の増加の影響のみを受けてしまわれるため、すでに納付済の平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった額が還付されます。

対象となる方	(1)及び(2)の両方に該当する方 (1)「平成19年度住民税課税所得金額(申告分離課税分を除く)」が「平成19年度の住民税と18年の所得税の人的控除額の差の合計額」より多い方 (2)「平成20年度住民税課税所得金額(申告分離課税分を含む)」が「平成20年度の住民税と19年の所得税の人的控除額の差の合計額」より少ないまたは同じ方 おおむね、平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方で、平成18年の所得税が課されていた方が対象となります。
対象とならない場合	(1)寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方 (2)平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方
計算方法	平成19年度の住民税額・・・A 平成19年度の課税所得金額に税源移譲前(18年度)の税率を適用した額・・・B A - B = 平成19年度の税額より還付
申告期間	平成20年7月1日(火)～7月31日まで(木)
申告手続き	平成19年1月1日現在でお住まいの市町村に「平成19年度市町村民税道府県税減額申告書」を提出してください。 なお、この制度に該当すると思われる方には、個別に申告書を郵送していますので、忘れずに申告してください。また、個別に申告書が届いていない方で、この制度に該当すると思われる方は、税務課にお問い合わせください。

人的控除・・・配偶者控除、扶養控除、基礎控除など

【問い合わせ先】税務課 税務室(法勝寺庁舎)担当:岡田(66-4802)

## 国民健康保険税の納付について

10月から国民健康保険税を年金から天引き(特別徴収)される方で、次の要件を満たす方は、申出書の提出により、国民健康保険税を口座振替で納付することができるようになりました。

【要件】これまで国民健康保険税を滞納することなく、確実に納付していること  
国民健康保険税を口座振替で納付できる方

【申請方法】7月に配布します納税通知書に同封されている申出書を提出してください。

【申し出締め切り】平成20年8月5日(火)

国民健康保険税が年金から天引き(特別徴収)される方

国民健康保険世帯主を含む国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満である  
国民健康保険世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、かつ、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えないこと

年金から天引き(特別徴収)される方は、平成20年度7月、8月、9月は納付書払いまたは口座振替、10月、12月、2月が年金天引きになります。申出書を提出されますと、10月以降も口座振替が利用できます。

【申込み・問い合わせ先】税務課 税務室(法勝寺庁舎)担当:石谷(66-4802)